

常任委員会活動 評価総括表【令和6年度】

委員会名（医療保健子ども福祉病院常任委員会）

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・ 条例改正案や計画案の多数の提出が予定されるなど、当委員会の所管となる課題の多い県政事情を反映し、幅広い重点調査項目を設定したが、特に調査をして議論を深める必要のある課題の事前抽出、複数の部局をまたぐ課題に対する関係部局職員の委員会出席依頼、6名の参考人招致等、活発な議論を促す方策を検討し実践した。
- ・ また、ゲーム・ネット依存治療に取り組む医療機関等、今後県内で一層の取組が求められる分野における先進事例の調査をするなど、県内外調査の機会を有効に活用した。
- ・ 重点調査項目の一つ「認知症対策」の調査がやや十分ではなかったが、能登半島地震被災地の支援活動に係る適時報告等、災害医療の体制整備等については時機を適切に捉えて調査をし議論を深めることができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○ 基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.4
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.1
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.1
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.4
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.4

○ 基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.9
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	3.4